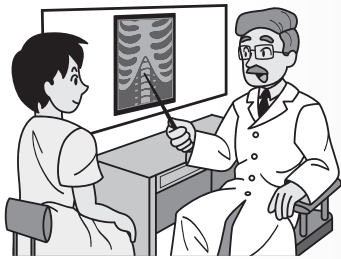


伊達市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方へ

短期人間ドック費用の一部を助成します



☎ 保険医療課
 (市役所 1階③・④番窓口 ☎23-3331 内線 280・281・284~287)
 大滝総合支所 (☎68-6111)



助成の条件

伊達市国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、次の項目のすべてにあてはまる方に、短期人間ドックの費用を一部助成します。

- 8月1日現在、伊達市国民健康保険の加入期間が1年以上で年齢が満30歳以上の被保険者の方か後期高齢者医療制度の被保険者の方
- 平成24年度の国民健康保険税か後期高齢者医療保険料を完納している世帯(個人)の方

✕ 次の項目に該当する方は、短期人間ドックを受診できません

- 平成25年度の特定健康診査・シルバー健診(集団・個別対象者)・厚生連巡回ドックを受ける方か受けた方
- 平成25年度の脳ドックの費用助成を受ける方(国保加入者のみ)



申し込みは市役所へ

申込方法
 窓口申込

保険証をご持参ください。

電話申込

被保険者番号・住所・氏名・生年月日・性別・電話番号などをお伝えください。

申込期限 8月9日(金)

実施医療機関	実施期間	定員	健診項目
伊達赤十字病院 健診センター 未永町81 (☎23-2211)	9月~来年2月 (毎週火~金曜日) ※祝日・年末年始を除く	①国民健康保険加入者 170名 (30歳~39歳の方は30名まで) ②後期高齢者医療制度加入者 70名 (申込多数時抽選)	診察、身体計測(国保加入者は腹囲測定を含む)、血圧測定、尿検査、聴力検査、視力検査、生化学検査(総コレステロールなど)、血液一般検査、胸のX線写真、胃のX線写真(バリウム検査)、大腸がん検査(便検査)、心電図検査、眼底検査、超音波検査(腹部エコー)、喀痰検査、前立腺がん検査(男性のみ)、乳がん血液検査(女性のみ)、栄養指導
自己負担額			
5,000円 (市助成額33,500円)			

国保メモ

国民健康保険加入の方へ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

入院や高額な外来診療を受診するときに医療機関の窓口に表示する「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」には有効期限があります。
 現在発行している認定証の期限は7月31日までです。

8月以降も認定証が必要な方は、8月中に更新手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 認定証が必要な方の保険証
- 世帯主の印鑑(シヤチハタ不可)
- 過去1年間に91日以上入院していたときは入院歴がわかる書類(領収書など)



環境衛生課からの お知らせ

☎ 環境衛生課環境衛生係 (第2庁舎 ☎23-3331 内線 542・545・548)



環境美化条例

市では、市と市民・事業者が協働して、安全で快適な生活環境の整備に努め、清潔で美しいまちづくりをめざして、環境美化条例を制定しています。

市内の環境美化は、市民の皆さんひとり一人が協力し、ルールを守らなければ維持できません。市民の皆さんのご協力をお願いします。

環境美化条例の主な決まり

- ごみのポイ捨てをしない
- ごみは適切に排出し、ごみステーションの清潔保持に努める
- 歩きたばこはしない
- 愛がん動物は決して捨てない
- 犬のふんは必ず持ち帰る
- 犬の散歩時はリードでつなぐ
- 飼い猫は屋内で飼育する

※「ごみのポイ捨ての禁止」「捨て犬・捨て猫の禁止」「犬の散歩時のふんの持ち帰り」に違反すると、5万円以下の過料と氏名の公表などの罰則が適用される場合があります。



ごみの屋外焼却は禁止

ごみの中には、燃やすと悪臭や毒性の強いダイオキシンを発生し、生活環境に悪影響をおよぼすものがあります。

そのため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、家庭から出るごみ(一般廃棄物)の屋外での焼却(いわゆる「野焼き」)を禁止しています。

この法律に違反して焼却を行うと、5年以下の懲役、1千万円以下の罰金を科せられることがあります。

「伊達市環境白書」 平成25年度版を公表します

環境白書は、環境の現況をデータでお知らせするとともに、環境基本計画に定められた環境保全に関する施策が具体的にどのように実施されたかを記載したものです。

平成25年度版は、8月1日から公表していますので、この内容について皆さんからのご意見を募集します。

公表場所 環境衛生課 意見の受付期限 8月30日(金)



供物の持ち帰りと 墓地の環境美化にご協力を!

お盆やお彼岸の時期には大勢の方がお墓参りに訪れ、お菓子や果物などをお供えする姿が見られます。

市では墓地の供物、ごみ(花を除く)は全て持ち帰ってもらうことにしています。

供物などを置いたままにすると、カラスの食い散らかしなどで墓石や周辺が汚れますので、必ずお持ち帰りください。



墓地に関する 届出について

市で管理している墓地を利用している方は、次のときに届出が必要です。担当課までご相談ください。

- 墓地にお墓を建てたいとき
- 墓地の使用を変更するとき(使用者が死亡したときなど)
- 墓地に納骨するとき
- お骨を移すとき
- 墓地を返還するとき

